

令和元年度
安全管理マニュアル

高森町公立保育園

令和元年 12月19日

「安全管理マニュアル」策定にあたって

平成 30 年 2 月 19 日、町立保育園の園外保育中に決してあってはならない重大事故が発生した。

この事故を受け、高森町では、このような事故を二度と起こさないことを強く誓うとともに、「人の命は何にも増して重く、尊いものである。」という、最も基本的なところに立ち返り、保育全般にわたり、既存の「保育所安全管理マニュアル」を全面的に見直し、新たな「安全管理マニュアル」を策定した。

具体的には、主任保育士を責任者とし、4 園の保育士が「日常保育における安全管理」

「日常保育における健康管理」「食事における安全管理」「園外保育」「プール遊び」の 5 つのグループに分かれ、検討を重ねてきた。

園外保育は、子ども達が身近な動植物や自然の事象を見て、触れて、感じることによって興味の幅を広げ、地域の人と挨拶を交わしたり、地域の施設などを訪れたりする中で、社会性を身に付けるためにも重要な役割を担っている。しかし、実施にあたっては、複数の職員による丁寧な下見、計画書の提出や保護者への事前周知を行い、目的地への行程を含めて安全面の配慮は、十分に行う必要がある。また、目的地においては、監視体制の空白が生じないよう、全体を見渡せる場所と危険が予想される区域には必ず保育士を配し、専ら監視を行う保育士と活動指導を行う保育士を分けて配置するなど、その役割分担を明確にし、子ども達の安全に万全を期すことが重要である。

保育園は、乳幼児を保護者に代わって保育する場所であることから、子ども達の安全を守ることは絶対であり、登園した時と同じように、笑顔で保護者のもとへ帰す責任がある。そんなことを踏まえながら、新たな「安全管理マニュアル」を策定した。しかし、マニュアルは、策定することが目的ではなく、熟読し、理解し、それに従って保育にあたることが大切である。全職員で共有し、安全に対する意識を高めるとともに、子ども達の安全を脅かすようなケースには、迅速かつ適切に対応することにより、質の高い保育を提供していかなければならない。なお、本マニュアルは、毎年見直しを行い、内容の充実を図っていき、保護者が安心して子どもを預けられるよう安全な保育環境の整備に全力を尽くしていくことが求められる。

本マニュアルが、そのための第一歩となることを期待している。

高森町教育委員会

目次

○「安全管理マニュアル」策定にあたって

I 日常生活における安全管理

附属資料 1・・・点検票

II 日常生活における健康管理

附属資料 1・・・未満児室の掃除マニュアル

附属資料 2・・・保育室における塩素等の取扱いについて

III 食事における安全管理

・もちつきマニュアル

・アレルギー対応マニュアル

IV 園外保育

附属資料 1・・・園外保育実施計画書例

附属資料 2・・・園外保育のお知らせ

附属資料 3・・・高森町各保育園緊急連絡先

附属資料 4・・・事故発生時の対応フローチャート（初期対応）

V プール遊び・水遊びの安全管理

附属資料 1・・・プール活動・水あそびに関するチェックリスト

附属資料 2・・・プールにおける救命処置の手順

安全管理マニュアルは、毎年、11月～12月 見直し期間とする。